

第16章 公害紛争処理制度

第1 公害審査会制度

公害審査会制度は、公害紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づき、国においては公害等調整委員会を、都道府県においては都道府県公害審査会(これを設置しない都道府県は公害審査委員候補者名簿を作成)を設置して大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型公害に関する紛争について、和解の仲介、調停、仲裁及び裁定の手続により、迅速かつ適正な解決を図ることを目的としている。

本府では公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例(昭和27年大阪府条例第39号)を改正して、大阪府公害審査会を設置するとともに、昭和45年11月1日、公害問題に造り深い大学教授や弁護士など10名の委員を任命して発足したが、その後、事件の増加が見込まれたので、これに対処するため、昭和48年4月1日から5名の委員を増員した。

第2 大阪府公害審査会における紛争の処理状況

公害審査会が昭和48年度中に手続を行った事件は9件で、うち3件が本年度中に手続を終結した。

この処理状況は表-165のとおりであり、その概要は表-166のとおりである。

表-165 公害紛争処理状況

(昭和49年3月31日現在)

受理年度	受理件数	終結件数	継続件数
昭和46年度	1件	0件	1件
昭和47年度	3	0	3
昭和48年度	5	3	2
合計	9	3	6

表-166 事件の概要

(昭和48年度)

事件名及び担当委員名	申請区分	申請年月日等	手続開催回数
<p>昭和46年(調)第2号(中津コーポ)事件</p> <p>「大阪市淀区中津浜通地区における高速道路大阪高槻線及び都市計画街路淀川南岸線の建設取止め請求事件」</p> <p>調停委員 谷口知平[㊟] 関田政雄 永澤信義</p>	調停	<p>申請46. 11. 1</p> <p>受理46. 11. 4</p>	<p>46年度7回</p> <p>47 " 14回</p> <p>48 " 10回</p> <p>計 31回</p>
<p>昭和47年(調)第2号(東大阪カドミ)事件</p> <p>「東大阪市長瀬地区におけるカドミウムによる農作物等の被害に係る損害賠償請求事件」</p> <p>調停委員 万歳規矩[㊟] 庄司光 高橋實 大川立夫</p> <p>(48. 10. 26高橋委員の後任として大川委員を指名)</p>	調停	<p>申請47. 5. 10</p> <p>受理47. 5. 26</p> <p>変更申請48. 7. 4</p> <p>同受理48. 7. 10</p>	<p>47年度16回</p> <p>48 " 25回</p> <p>計 41回</p>
<p>昭和47年(調)第3号(泉北線)事件</p> <p>「高速道路大阪泉北線及び同線付属街路並びに阪和線の立体高架化計画の取止め請求事件」</p> <p>調停委員 吉富重夫[㊟] 庄司光 松山茂二郎</p>	調停	<p>申請47. 10. 14</p> <p>受理47. 10. 23</p>	<p>47年度6回</p> <p>48 " 9回</p> <p>計 15回 (準備委員会1回を含む)</p>
<p>昭和47年(調)第4号(地下鉄2号線)事件</p> <p>「地下鉄2号線延長工事に伴う公害の予防措置請求事件」</p> <p>調停委員 関田政雄[㊟] 大和田國夫 谷口知平</p>	調停	<p>申請47. 10. 23</p> <p>受理47. 10. 27</p> <p>変更申請48. 11. 26</p> <p>同受理48. 11. 30</p>	<p>47年度6回</p> <p>48 " 11回</p> <p>計 17回</p>

(昭和49年3月末現在)

申請の概要	終結の概要
<p>申請人 小山仁示外352名</p> <p>相手方 大阪市、阪神高速道路公団</p> <p>内容 計画中の高速道路大阪高槻線及び都市計画街路淀川南岸線の建設の取止めを求める。</p>	
<p>申請人 白井秀男外1,469名</p> <p>相手方 星電器製造株式会社 株式会社寺崎電機製作所 シャープ株式会社 協坂科学鍍金工業株式会社 東洋メタル株式会社</p> <p>内容 (1)農作物被害及び休耕補償として金43,287,090円(うち316,070円は申請変更による増額)を支払え。 (2)作付転換の費用として金12,364,950円を支払え。 (3)精神的慰謝料として金42,461,500円を支払え。 (4)対策会議等事務関係費として金679,250円を支払え(総額98,792,790円)。</p>	
<p>申請人 坪田幸吉外1,582名</p> <p>相手方 大阪市、阪神高速道路公団、日本国有鉄道</p> <p>内容 計画中の高速道路大阪泉北線及び同線付属街路並びに阪和線の立体高架化計画は、同建設によって惹起せられる公害問題を完全に解決しない限り取止める。</p>	
<p>申請人 山本力外24名</p> <p>相手方 大阪市</p> <p>内容 (1)工事時間の変更短縮 (2)工法の改善 (3)騒音、振動、地盤沈下に対する十分な対策 (4)健康被害(精神的被害も含む)及び経済被害に対する救済(申請人のうち6名について損害賠償として金60,953,000円を支払え)。</p>	

事件名及び担当委員名	申請区分	申請年月日等	手続開催回数
<p>昭和48年(調)第1号(田尻漁港)事件</p> <p>「染色工場からの廃液による大阪府泉南郡田尻町漁港内及びその周辺海域における漁船等の被害に係る損害賠償請求事件」</p> <p>調停委員 植垣幸雄(調) 俵静夫 本城市次郎 田中良太郎</p> <p>(48. 10. 26本城委員病気のため田中委員を後任に指名)</p>	調停	<p>申請48. 6. 14</p> <p>受理48. 6. 22</p> <p>終結48. 11. 24 (調停成立)</p>	48年度6回
<p>昭和48年(調)第2号(我孫子中学校)事件</p> <p>「大阪市立我孫子中学校校舎増築工事に伴う騒音振動等による損害賠償請求事件」</p> <p>調停委員 大川立夫(調) 田中良太郎 俵静夫</p>	調停	<p>申請48. 7. 26</p> <p>受理48. 7. 27</p> <p>終結48. 10. 11 (調停打ち切り)</p>	48年度4回
<p>昭和48年(調)第3号(衣摺地区塗装工場)事件</p> <p>「東大阪市衣摺地区における塗装工場の悪臭による補償請求事件」</p> <p>調停委員 植垣幸雄(調) 辰巳忠次 松山茂二郎</p>	調停	<p>申請48. 11. 22</p> <p>受理48. 11. 30</p> <p>終結48. 12. 14 (調停取下げ)</p>	48年度2回
<p>昭和49年(調)第1号(地下鉄2号線)参加申立事件</p> <p>「地下鉄2号線延長工事に伴う公害予防措置請求事件への参加申立事件」</p> <p>調停委員 関田政雄(調) 大和田國夫 谷口知平</p>	調停 (参加申立)	<p>申立48. 11. 26</p> <p>許可49. 1. 29</p>	48年度1回 (併合手続)

申 請 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>申請人 澤野 瞭 太 郎 外30名 相手方 橋染工株式会社 大泉タオル晒株式会社 川端染工有限会社 葦野染工株式会社 阪南チーズ染晒協同組合 株式会社岡本染工場 有限会社清水染工場</p> <p>内 容 申請人は相手方に対し、損害賠償として金8,706,000円の支払いを求める。 (1) 漁船の損害補償として金1,500,000円 (2) 営業上の損失補償として金7,206,000円 (ア) 魚介類のへい死に伴う損害に対し、金5,146,000円 (イ) ノリ養殖業者の汚水被害による損害に対し、金2,000,000円 (ウ) 汚水被害対策費として金60,000円</p>	<p>(1) 相手方は申請人に対し、見舞金として金2,600,000円を支払う。 (2) 相手方は申請人に対し、調停費用の一部として金100,000円を支払う。 (3) 相手方は排水処理施設を一層整備し、公害の未然防止に努める。</p>
<p>申請人 勝野 武 全 外4名 相手方 大阪市</p> <p>内 容 申請人は相手方に対し、金1,524,700円の支払いを求める。 (1) アパートが空部屋になったことによる損害に対し金189,000円 (2) 防音、振動防止のための工事費用に対し、金835,700円 (3) 慰謝料として金500,000円</p>	<p>相手方において申請人らに対する金銭補償の意思がないことが明らかにされ、一方、申請人らにおいて金銭補償を求める意思が変らないため、当事者において合意が成立する見込みがないと認められるので公害紛争処理法第36条第1項の規定に基づき調停を打切る。</p>
<p>申請人 白井 好 男 外14名 相手方 白井 磯 松 (工場建物所有者) 前田 吉 弘 (塗装工場経営主)</p> <p>内 容 (1) 申請人は相手方に対し、昭和48年8月13日より当該工場が操業停止をするまで操業日1日につき1,000円の割合による金員を申請人各人に支払うことを求める。 (2) 申請人は相手方に対し、金400,000円の支払いを求める。</p>	<p>裁判所において当事者間に和解が成立したことにより、申請人は、昭和48年12月13日付書面で調停申請を取下げた。</p>
<p>申請人 北 田 清 外215名 相手方 大阪市</p> <p>内 容 申請人は相手方に対し、昭和44年9月から昭和48年10月までの工事期間中、特に騒音、振動、粉じん、地盤の変動の激しかった2年間について損害賠償として金210,665,900円の支払いを求める。 (1) 治療費等健康のための実費として金16,022,900円</p>	

事件名及び担当委員名	申請区分	申請年月日等	手続開催回数
<p>昭和49年(和)第1号(ミジンコ養殖池)事件</p> <p>「染色工場の廃液によるミジンコ養殖池の使用不能に伴う加害企業の立退き等請求事件」</p> <p>仲介委員 植垣幸雄⑤ 辰巳忠次 田中良太郎</p>	<p>和解の仲介</p>	<p>申請49. 2. 25</p> <p>受理49. 3. 22</p>	<p>48年度1回</p>

申請の概要	終結の概要
(2) 精神被害迷惑料等として金140,702,000 円 (3) 営業被害の実費として金31,904,000 円 (4) 不動産被害、葬式料実費として金 22,037,000円	
申請人 辻元 仁一郎 外6名 相手方 山口染工 内容 申請人は相手方に対し、当該染色工場 の立退き、若しくは廃止を求める。	